

父母の会免税 NPO（非営利団体）化の進捗状況

- 1997年：NJ 補習授業校中高等部の父母の会が「J-KOU-FUBO-KAI, P.T.A., INC.」という名前で、NJ 州の NPO 法人として登録。その後、IRS から EIN (Employer Identification Number の略で、いわゆる Tax ID number のこと)を取得。
 - 1999年：NJ 補習授業校がパラマス校に移転し、幼初等部、中高等部が統合される。その際に父母の会が設置され、上記の EIN で銀行口座(Bank of America)を開設。その口座を現在も維持している。
 - 2006年：執行部より「少なくともここ数年、父母の会では年総収入が 25,000 ドルを超えているため、NPO 法人として設立されているとしても、IRS に税務申告をする義務があるはずだが、されている形跡がない」という問題提起がある。
 - 2007年：免税 NPO に関する調査を開始。その結果、活動目的の同じような免税 NPO 法人の傘下組織となって免税団体化することが最良の方法ではないかと判断（*主な理由は以下参照）。
 - 2008年1月：NJ 学校運営委員会にて、父母の会がNY日本人教育審議会の傘下組織となる可能性を打診するが、他校の父母の会が独自で免税NPO化していることを理由に断られる。
 - 2008年3月：更なる議論の結果、元の「J-KOU-FUBO-KAI, P.T.A., INC.」という NPO 法人を復活させた上で、ビジネス文書を現在の父母の会の活動に見合うように改定し、免税団体化の申請をすることが最善の方法だと判断。又、NJ 州の NPO 法人のステイタスを復活させることは急を要する事項であると判断（**主な理由は以下参照）し、その手続きをとる。その際にビジネス名として、現在の銀行口座の名義である「NJ FUBONOKAI」を加える。
 - 2008年4月：父母の会総会で、免税 NPO 化の次のステップである、免税団体となるための手続きを続行することが承認される。
 - 2008年8月：IRS に免税団体となるための申請書を提出。
 - 2008年10月：上記の申請書が厳密な審査が必要なカテゴリーに属するという報告を受ける。
 - 2008年3月：IRS より追加書類の提出の要請。
 - 2008年4月：上記の追加書類の提出完了。結果待ち。
- ***
- NPO 法人として登録された組織は、年の総収入が 5,000 ドルを超えているかぎり免税団体となるための申請をする義務がある。これを怠った場合、IRS より罰金（Non Compliance Fee）を 1 日\$20、最大\$10,000 まで支払うよう要求される場合がある。
 - NPO 法人を新しく作り直すことはもとより、解散するだけでもかなりの手間と費用を要する。しかも組織を解散する際は、未納の税金などに対する監査が厳しく入る。
- ****
- NPO 法人のステイタスがなければ、運営に当たる役員個人も、未納の税金や罰金の対象となり得る。
 - NPO 法人のステイタスがなければ、PTO 保険などに加入して父母の会の活動を保護することもできないため、父母の会に対し訴訟が起こった場合などにボランティアで働いている保護者に迷惑がかかる可能性がある。

免税団体の申請が却下された場合の対処法

1. 課税団体として登録しなおす。
2. NY 日本人教育審議会の傘下組織となることを再度依頼する。